

川根本町の高齢者福祉サービス

★★高齢者福祉サービスのご利用について★★

このサービスは、在宅で生活をされている方を応援するためのサービスです。

- (1) サービスを利用するには、申請が必要となります。
- (2) サービスを利用する場合に、利用にあたって、事前に基本チェックリストを受けていただく場合があります。お伺いする場合には、事前に、地域包括支援センターから連絡いたします。

① 介護保険サービス



介護が必要になった高齢者に、自分らしく尊厳をもって生活していただくため、体の様子や暮らし方に合わせて介護サービスを提供します。

- ◆対象者 介護保険の認定を受けている人
- ◆サービス 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所、施設入所、福祉用具貸与、住宅改修等

② 介護予防・日常生活支援総合事業

日常生活に支援を要する高齢者に対し、安心して生活できることを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

- ◆対象者 基本チェックリストによる事業対象者、要支援認定者
- ◆サービス 訪問・通所による運動指導、口腔指導、栄養指導、とじこもり予防、介護予防訪問介護、介護予防通所介護 等

③ 生きがい対応型デイサービス

高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きと、自立した日常生活が送れるよう専門の職員による介護予防のための体操やゲーム、創作活動などレクリエーションを行います。

- ◆対象者 自立している60歳以上の人
(介護保険の認定を受けていない人、申請して非該当になった人。)
- ◆利用料 1日につき300円(別途:昼食代、教材費は実費)
- ◆自宅までの送迎 ご自身での通所が困難な利用者は、送迎もあります。



④ 在宅訪問歯科診

寝たきり等のため、通院して歯科診療を受けることが困難な人に対して、在宅での歯科診療を実施し、口腔状態の改善と歯科的健康の向上を進めます。

◆対象者 寝たきり又は寝たきりに準ずる人で、在宅歯科診療が可能な人

⑤ 配食サービス



町内に住む高齢者及び身体障がい者に対して、食生活の改善と安否の確認を行うことを目的にお弁当をご自宅に届けます。

◆対象者 65歳以上の一人暮らしの人、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、身体障がい者世帯

◆利用料 1食につき300円（別途、食事代）

◆実施日 月曜日(夕食のみ)、火曜日(昼食のみ)、水曜日(夕食のみ)及び金曜日(昼食又は夕食)のうち4回

⑥ 一人暮らし高齢者緊急通報システム

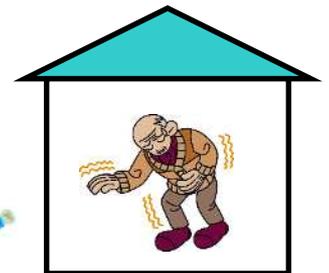
在宅の一人暮らし高齢者等に対し、急病や事故等の緊急な事態に対処するため、緊急通報装置を貸与します。

- ◆対象者
- ・65歳以上で、ひとり暮らしの人
 - ・65歳以上の者で構成する世帯で寝たきりの高齢者等を介護している人
 - ・障害の程度が1級又は2級に該当する人をおおむね65歳以上の人で介護する世帯の人

◆利用料 無料（※緊急時にご協力いただける協力員が必要となります。）



協力員



⑦ 町営バス・おでかけ号（デマンド）運賃の割引

高齢者等の外出を支援するため、路線を決め町内を定期的に運行する町営バス、予約に応じて運行するおでかけ号の運賃が半額になります。なお、川根本町が発行する高齢者割引パスの提示が必要となります。

◆利用料 【町営バス】大人100円～500円
（※75歳以上は、半額50円～250円）

【おでかけ号】100円～1,000円

（※75歳以上は半額50円～500円）

◆お問い合わせ 暮らし環境課56-2236



⑧ 外出支援サービス

高齢者などで車の運転をしない人や障がい者の方に対し、外出支援サービスを提供することにより、移動手段を確保し地域の交通利便を図り、在宅での自立生活をお手伝いします。

◆対象者 運転免許を持たない65歳以上の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、人工透析者等

※なお、利用には、事前の登録が必要となります。

⑨ 介護用品の支給

高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図り、介護が必要となった高齢者の在宅生活の継続または向上を図るために行う介護用品の支給を行います。

◆対象者 要介護認定4・5と判定され、常時オムツが必要な人を介護している川根本町民で市町村民税非課税世帯に属する人

◆対象用品 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、その他排泄に関する用品(消耗品に限る。)



⑩ 救急医療情報キット

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、いざという時に備えて、救急時に必要な医療機関や治療中の疾病及び持病等の情報を記載したものを、冷蔵庫に保管しておくための救急医療情報キットを無料配付します。

◆対象者 65歳以上の人



⑪ 福祉介護手当

寝たきりの高齢者を介護する人に、福祉介護手当を支給することにより、ご家族の心身的な負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

◆対象者 要介護3以上の人を、家で6ヶ月以上介護している人

※ただし、認知症の人については「認知症老人の日常生活自立度」がⅢ以上で、6ヶ月以上、在宅において介護を受けている人としてします。）

⑫ 徘徊行方不明者搜索活動支援ネットワーク

認知症高齢者又は精神・知的障がい者が、徘徊等により行方不明となった場合に速やかな発見及び保護につなげるため、事前に登録していただき、もしもの時は、登録された人（ボランティア）の携帯電話に、一斉にメール送信し、その方の早期発見・保護に努めます。※事前に登録が必要です。

⑬ ふれあいいいきいきサロン

一人暮らしや、家に閉じこもりがちな高齢者と地域住民のボランティアが、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、ふれあいを通じて仲間づくり、生きがいつくりの輪を広げる活動です。

- ◆対象者 高齢者であれば、どなたでも参加できます。
- ◆実施回数 おおむね月1回

⑭ ケアラーズ・カフェ

家族の介護や看護をしている人や、一人暮らしや、家に閉じこもりがちな高齢者等、誰もが気軽に参加できる居場所づくりを目的に、話相手ボランティアが中心となって「カフェ」を開催しています。

- ◆対象者 どなたでも参加できます。
- ◆利用回数 おおむね月1回～2回



⑮ ちょいサポ

公的なサービスで支援できない分野（掃除、草取り、粗大ゴミの搬出）を、住民の主体的参加により相互で助け合いながら、生活を支援するサービスを提供していく活動です。

利用会員、提供会員ともに登録が必要で、利用するためにはチケット（200円の10枚綴り）を購入が必要です。

- ◆対象者 高齢者であれば、どなたでも利用できます。
- ◆お問い合わせ かわね来風（らいふう）56-1617



※ ここに掲載されている以外にも、さまざまな高齢者の福祉サービスがあります。お気軽に、高齢者福祉課 長寿介護室、または地域包括支援センターへご相談ください。



川根本町役場 高齢者福祉課 (令和6年4月)

所在地：川根本町上長尾627

電話：長寿介護室 0547-56-2234

地域包括支援センター 0547-56-2225

FAX：0547-56-1117

メール：koreisha-fukushi@town.kawanehon.lg.jp